

令和3年4月2日

本市の対応方針

大阪府は、4月1日に本部会議を開催し、4月5日から5月5日までのまん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請を決定しました。

これを受け、本市の新型コロナウィルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請※大阪府の資料2-1 参照

区域 大阪府全域

期間 4月5日～5月5日

1. 市民への呼びかけ 4月5日～5月5日

・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）

・4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）

※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

（特措法第24条第9項、第31条の6第2項）

・歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）

・大阪市内への不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）

・大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）

2. イベントの開催について 4月5日～5月5日

●イベントの開催について（市主催（共催）のイベントを含む）

・主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請

・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応

・イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

【収容率】

○大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの

- ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等

- ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)

⇒100%以内(席がない場合は適切な間隔)

○大声での歓声・声援等が想定されるもの

- ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

⇒50%(※1)以内(席がない場合は十分な間隔)

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

【収容人数】 4月5日～5月5日

人数上限:5,000人以下

3. 施設(事業者)について 4月5日～5月5日

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く)

バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【要請内容】

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで

○利用者へのマスク着用実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)

○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置

(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)

○CO2センサーの設置

○業種別ガイドラインの遵守を徹底

○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(協力依頼)

★各団体等に特にお願いしたいこと(特措法第24条第9項に基づく)

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めるこ
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること　出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めるこ
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事(入学式等)は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

★本市公共施設では

- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。
- ・福祉センターおよび地域福祉センターなどの対応を次のとおりとする。

福祉センター錦渓苑の対応

4月5日～	健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)
5月5日	娯楽機能は停止(クラブ活動、娯楽室(カラオケ)、休憩室、囲碁、将棋、ビリヤードなど)

地域福祉センター(あやたホール・くすのかホール)の対応

4月5日～	健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)
5月5日	娯楽機能は停止(娯楽室(カラオケ)、囲碁、将棋など)

障がい者福祉センター(あかみね)の対応 4月5日～5月5日

停止を継続する機能	クラブ、教室など
-----------	----------

小山田コミュニティセンター(あやたホール)

清見台コミュニティセンター(くすのかホール)の対応 4月5日～5月5日

停止を継続する機能	娯楽室 カラオケ設備
-----------	------------

日野コミュニティセンター(みのでホール)の対応 4月5日～5月5日

停止を継続する機能	カラオケ設備
-----------	--------

4. 市立学校の対応について

大阪府教育庁から通知される指導・助言に応じることとする。

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

今一度事業の必要性を再考し、実施の判断を見直す議論を進めること。

また、実施の場合の感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)の強化に努めること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークについては、所属長の判断により引き続き実施する。
- ・全庁的な交替制勤務は実施しないが、業務継続の観点から実施が必要な場合は人事課と協議を行うこと。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。

7. 職員への周知について

- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・不要不急の外出・移動は自粛すること
- ・マスクの徹底（4人以下のマスク会食の徹底）
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人ととの距離（1～2m）をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する
- ・職員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに入りをしないよう求めるこ
- ・歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会は控えること

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長